

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定分)】

1. 健康・医療分野の実施状況等について

資料 1 - 1

(H29. 6. 22)

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
②薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し							
3	薬局における薬剤師不在時の第二類・第三類医薬品の取扱いの見直し	患者本位の医薬分業の推進を前提とし、薬局の調剤応需体制の確保とのバランスなどを考慮しつつ、薬局において、薬剤師不在時にも登録販売者が第二類・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者の意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す。	平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置	厚生労働省	未措置	業界関係者に対してヒアリングを実施し、様々な意見を聴取した。その結果も踏まえて検討を行い、薬剤師が薬局を実地に管理しているとみなせる状況にある等、一定の条件の下で、薬局において、薬剤師不在時にも登録販売者が第二類・第三類医薬品を販売することができるようにすると結論を得た。	平成29年度上期措置に向けて、必要な省令改正等を実施予定。
4	薬局と店舗販売業の併設許可に係る指導の統一化	薬局及び店舗販売業の併設許可に係る審査基準及び指導基準(以下「審査基準等」という。)が都道府県、保健所設置市及び特別区により異なることについて、現状の調査を行い、その合理性を検証し結果を公表した上で、検証結果を踏まえ、審査基準等について検討し、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	薬局と店舗販売業の併設許可に係る審査基準等の現状の調査を都道府県等に対して実施し、その結果を平成29年3月31日に厚生労働省ホームページに掲載。併せて、判断のばらつきが生じる要因と考えられる規定に対して通知(「薬局及び店舗販売業の店舗における明確な区別の考え方について」(平成29年3月31日付け薬生総発0331第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)を発出するとともに、指導等の標準化のためのQ&A(「薬局と店舗販売業の併設等に関するQ&Aについて」(平成29年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、監視指導・麻薬対策課事務連絡))を発出。	—